

NTCIR タスク参加者用テストコレクション利用許諾に関する覚書
(NTCIR ワークショップ参加者用)

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（以下「甲」という）と
_____（以下「乙」という）は、NTCIR ワークショップに
おいて甲が提供する「NTCIR-10 Recognizing Inference in Text 大学入試サブタスク 教科書データ タ
スク参加者用テストコレクション」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第1条（データの内容）

1. 「教科書データ」とは、別紙細則1に定めるデータのことである。

第2条（権利の帰属）

1. 「教科書データ」に関する著作権については、別紙細則2に定める。
2. 乙が、「教科書データ」を利用して開発した技術、システムなどに関して生じた知的財産権は、乙に帰属する。
3. 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「教科書データ」の改良などに関して生じた知的財産権は、甲に帰属する。

第3条（利用許諾）

甲は、乙に対して「教科書データ」の利用を許諾する権原を有しており、本覚書の有効期間中、第4条に定める範囲に基づき無償で乙に許諾する。

第4条（利用許諾の範囲）

1. 乙は、「教科書データ」を NTCIR ワークショップの課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ利用できるものとする。
2. 乙は、「教科書データ」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元できる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはならない。

第5条（提供の方法）

甲は、別紙細則3に定める手段により「教科書データ」を乙に提供する。

第6条（利用者の範囲）

1. 「教科書データ」の利用者の範囲は、乙本人および乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第7条（知見の発表）

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「教科書データ」を利用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「教科書データ」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権および出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、教科書データ名を利用したことを明記し、かつ、NTCIR ワークショップの会議論文集と関連する文献を引用するものとする。教科書データを利用した場合の表示方法は、東京書籍株式会社と甲が定める方法によるものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
5. 乙は、「教科書データ」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。
6. 乙は、「教科書データ」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第8条（覚書の有効期間）

1. 本覚書の有効期間は、覚書締結日より平成25年3月31日までとする。
2. 有効期間を更新しない場合は、期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから「教科書データ」を速やかに消去しなければならない。
3. 乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、乙は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うものとする。

第9条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIR ワークショップの定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、「教科書データ」を利用した当該年度の研究活動に関する報告書を各年度末の一ヶ月前までに

甲に提出するものとする。

第10条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「教科書データ」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「教科書データ」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「教科書データ」の著作権者または利用許諾権者から、タスクデータの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第11条（免責事項）

甲および「教科書データ」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「教科書データ」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第12条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番2号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
所長 坂内 正夫

(乙) 住所 _____
名称 _____
役職名 _____
氏名 _____

別紙—NTCIR-10 Recognizing Inference in Text 大学入試サブタスク教科書データ
タスク参加者用テストコレクション
(NTCIR ワークショップ 10 参加者用)

細則 1 「教科書データ」とは、正式名称「NTCIR-10 Recognizing Inference in TExt 大学入試サブタスク教科書データ」と称し、甲が、細則 2 に定める著作権者から「NTCIR-10 Recognizing Inference in TExt 大学入試サブタスク」の参加者に共同研究者として利用させることを許諾されたデータのことであり、表 A に掲げるものによって構成されたデータのことである。

表 A 大学入試サブタスク 教科書データ

A. 1 甲が東京書籍株式会社より提供を受けた以下に掲げるデータ

- ・世界史 A (平成 20 年度発行)
- ・世界史 B (平成 19 年度発行)
- ・新選世界史 B (平成 19 年度発行)
- ・日本史 A-現代からの歴史- (平成 20 年度発行)
- ・日本史 B (平成 16 年度発行)
- ・新選日本史 B (平成 16 年度発行)
- ・現代社会 (平成 19 年度発行)
- ・政治・経済 (平成 20 年度発行)

A. 2 A. 1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション

細則 2 「教科書データ」に関する著作権は、当該データ上に第三者に著作権がある旨明記されている引用部分およびアノテーション部分を除き、東京書籍株式会社に帰属する。アノテーションに関する著作権は、甲に帰属する。

細則 3

1. 甲は、乙に対する「教科書データ」の提供を技術的に妥当な手段により行う。